

# Harmony通信 2013.04

vol.98

URL: <http://www.harmony-office.com/>

mail: [info@harmony-office.com](mailto:info@harmony-office.com)

tel:022-271-6751 fax:022-271-6758

# 特集

～採用のメリットは税制で、助成金は育成のための費用負担へ大きくシフト、年金記録もお忘れなく～

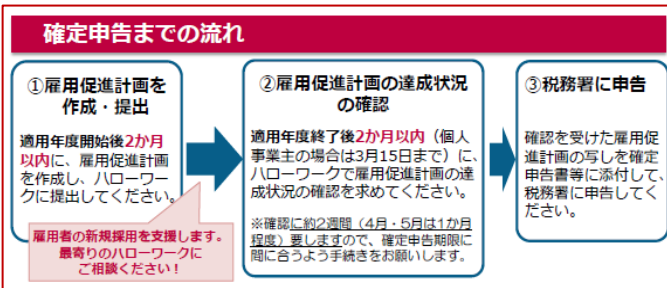
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/koyousokushinzei.html>

## 雇用促進税制を活用しましょう

雇用促進税制とは適用年度中<sup>※1</sup>に、雇用者数を5人以上（中小企業は2人以上）かつ10%以上増加させる等一定の要件を満たした事業主が、法人税（個人事業主の場合は所得税）の税額控除<sup>※2</sup>の適用が受けられる制度です。

- 平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日までの期間内に始まる各事業年度が対象です。
- 税額控除は従業員 1 名増加ごとに 40 万円に増額（昨年度までは 20 万円）
- 雇用促進計画は決算から 2 か月以内に提出

その他要件、様式のダウンロード等は HP から！

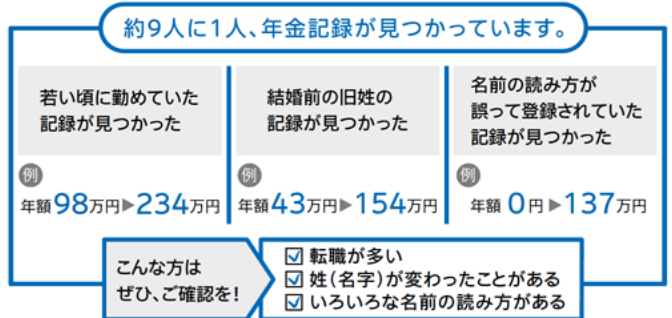


<http://www.nenkin.go.jp/n/www/k-cam/>

## 気になる年金記録、再確認キャンペーン

(HP より) 年金記録問題は、公的年金に対する信頼を失わせた大きな要因でした。これを解決していくことは日本年金機構の大きな責務であると考えています。これまで日本年金機構では、「ねんきん特別便」や「ねんきん定期便」などの送付のほか、紙台帳等とコンピュータ記録の突合せや、お客様がインターネットで自分の年金記録を確認できる「ねんきんネット」の導入など、記録問題解決のための工夫を講じてきました。

なお公表当時約 5,095 万件の持ち主不明の年金記録に關しては約 2,873 万件は基礎年金番号と結びついていますが、持ち主不明の記録が約 2,222 万件残っています。(平成 24 年 9 月時点)



## TOPIX 若者チャレンジ奨励金

対象となる事業主とは・・・

- 35 歳未満の非正規雇用の若者を、
- 自社の正社員として雇用することを前提に、
- 自社内での実習 (OJT) と座学 (Off-JT) を組み合わせた訓練 (若者チャレンジ訓練) を実施する事業主

お問い合わせは・・・ (計画作成・訓練実施準備支援等)  
宮城県地域ジョブカードセンター：022-212-4777  
(仙台商工会議所内)

～いよいよ詳細発表!&～カリキュラムの受付が始まりました

対象となる若者とは・・・

- 35 歳未満の若者であって、以下のいずれにも該当する者
- 過去 5 年以内に訓練を実施する分野で正社員としておむね 3 年以上継続して雇用されたことがない者などであって、登録キャリア・コンサルタントにより、若者チャレンジ訓練へ参加することが適当と判断され、ジョブ・カードの交付を受けた者
  - 訓練を実施する事業主と期間の定めのある労働契約を締結する者など

<b>訓練奨励金</b>	訓練実施期間に訓練受講者 1 人 1 月当たり 15 万円	実施期間は 3 か月以上 2 年未満
<b>正社員雇用奨励金</b>	訓練終了後、訓練受講者を正社員として雇用した場合に、1 人当たり 1 年経過時に 50 万円、2 年経過時に 50 万円 (計 100 万円)	

編集後記 4 月、春の訪れと共に、新生活がスタートした方も沢山いらっしゃることでしょう。特に今春、社会人となった皆さんは、様々な思いを胸に仕事の世界に飛び込んだことと思います。皆さんの苦しくも充実した日々が繋がり、輝かしい人生の道となりますよう、お祈りしています。私は、第 1 週目はおお客様の事業所の新入社員研修を何件か承り～そう、フレッシュな 1 年生に会いに行っていました！私がお預かりした時間では、主に会社の仕組み、働く仕組み (ルール)、コミュニケーション (=共有するという意味) 等を学ぶ機会としました。その他にも、社会人として覚えておくべきビジネスマナー、接遇… (こんなスペシャルな授業を入社之初に受けられるなんて羨ましい!) に至るまで、時にはゲームを取り入れながら、実施しました。これから仕事をしていく上で、どんな自分になりたいか、皆さんそれぞれが明確な目標を持ち、長い社会生活の中で、1 つでも多くの達成感を感じていただけたらと思います。

## Harmony通信 2013.4

# 発行：2013 年 4 月 10 日  
# 編集・構成：合同会社 Harmony  
Harmony 司法書士事務所  
Harmony 社会保険労務士事務所  
Harmony 行政書士事務所  
ADDRESS: 〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-11 伊藤ビル 1F  
TEL: 022-271-6751 FAX: 022-271-6758  
URL : <http://www.harmony-office.com/>  
mail : [info@harmony-office.com](mailto:info@harmony-office.com)  
修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>  
陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>  
スタッフ日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-office/>

